

青森・岩手県境不法投棄事案に係る
風評被害認定委員会（第1回）

日 時：平成16年3月23日（火）
13：30～15：30
場 所：青森国際ホテル
5階 「芙蓉の間」

司 会： 青森・岩手県境不法投棄事案に係る第1回風評被害認定委員会を開会いたします。

開会にあたりまして、蝦名青森県副知事よりご挨拶を申し上げます。

蝦名副知事： 副知事の蝦名でございます。青森・岩手県境不法投棄事案に係る第1回風評被害認定委員会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は年度末を迎え大変ご多忙のところ、皆様にご参集を賜りましたことに対し厚く御礼申し上げます。また、皆様にはお忙しい中であって委員の就任をご快諾いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、青森・岩手県境不法投棄事案につきましては、原状回復を進めるにあたり、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先に廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を基本とし、去る1月21日に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく青森県の実施計画に対する環境大臣の同意がなされ、表面遮水工事の施工、仮設浄化プラントの稼働などに加え、浸出水処理施設の工事着手など、原状回復作業を着実に進めているところであります。

一方、本事案については地元田子町などから風評被害が発生した場合の対策について強い要望が出されておりました。このことにつきましては、三村知事から私にどういう対応が必要なのか、どういう方法が必要なのか、私は8月1日に副知事になりましたけれども、その時から既に指示されておったのでございます。

そこで、いろいろ研究をしてみました。そして今回の風評被害認定委員会という形になったのでございます。

県としては汚染拡散の防止を最優先に風評発生防止に万全の対策を講じてまいりますが、地域の基幹産業が農林畜産業であること、また地域の自然環境を活用し、全国に誇るブランド産品などを生産することに鑑み、地域の方々が安心して農林畜産業を始めとするそれぞれの産業に携わることができるようにするため、田子町並びに馬淵川流域市町村を対象に30億円を限度として風評被害

害による経済損失を補填する給付制度を創設することとしたものです。そして、この制度を適正に執行していくため、風評被害の認定や給付金の算定などについて、それぞれの分野について学識経験を有する方々からなる風評被害認定委員会を設置し、客観的かつ専門的な立場からご意見を伺い決定することとしております。

本日は初回であり、風評被害を認定する基準及び給付金を算定する基準についてご検討いただきたいと考えておりますが、制度の適正な執行のために忌憚のないご意見・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

司 会： 続きまして、本来でございますればここで委任状を交付するところでございます。しかし、委任状につきましては進行の都合上、大変失礼とは存じましたが既に皆様のお席にご用意をいたしてございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

次に、本日の配付資料につきまして確認させていただきます。本日お渡しいたしました次第・出席者名簿・席図の他に、事前に委員名簿と本日の会議資料につきましては送付させていただいてございましたが、本日差し替えがございまして、受付でお渡ししたところでございます。従いまして会議資料につきましては、次第の下の方にも記載してございますが、資料1から資料2の1・2・3、そして本日差し替えいたしてございます資料3の1・2・3の8種類でございます。資料ナンバーが資料の右上に付してございます。また差し替えいたしました本日の資料は左の上の方に表示してございますので、ご確認をいただきたいと思っております。なお、過不足や本日お持ちいただいていない資料がございましたら事務局までお知らせをいただきたいと思っております。

それでは組織会に移らせていただきます。本日のこの委員会は、お手元の委員名簿にございますとおり、17名の委員の皆様で構成されてございますが、始めに本日ご出席の委員の方々をご紹介します。

まず始めの方です。八戸工業大学教授でいらっしゃいます藤田委員でございます。

日本公認会計士協会東北会青森県会会長でいらっしゃいます小野寺委員でございます。

青森県農業協同組合中央会副会長の神委員につきましては、本日は神地域振興課長が代理出席してございます。

青森県畜産農業協同組合連合会代表理事会長の長畑委員につきましても、本日は鳥谷部常務理事が代理出席でございます。

青森県森林組合連合会代表理事会長でいらっしゃいます本間委員でございます。

青森県内水面漁業管理委員会会長でいらっしゃいます武尾委員でございます。
青森県青果卸売市場協会会長でいらっしゃいます杉若委員でございます。
青森県消費者協会会長の中村委員につきましては、白川事務局長が代理出席
でございます。

青森県栄養士会会長でいらっしゃいます吉川委員でございます。
青森県食生活改善推進員連絡協議会会長でいらっしゃいます青山委員でござ
います。

八戸地域県境不法投棄問題対策協議会会長である八戸市長の中村委員につ
きましては、八戸市の伊藤環境部長が代理出席でございます。

田子町長でいらっしゃいます中村委員でございます。

ただ今ご挨拶を申し上げました青森県副知事の蝦名委員でございます。

青森県農林水産部長の秋谷委員につきましては、山本農林水産部次長が代理
出席でございます。

なお、弁護士の中林委員、弘前大学教授の加藤委員、青森県商工会連合会会
長の對馬委員の3名の方々につきましては欠席となっております。

次に、県側につきましては県境再生対策室の職員が出席してございます。紹
介します。

三浦室長です。

鎌田環境再生対策監です。

九戸報道監です。

山田総括副参事です。

近藤副参事です。

後ろの方でございます。山田副参事です。

大日向副参事です。

私は本日の司会進行を勤めます五十洲と申します。どうぞよろしくお願いを
いたします。

さて、この会議はお配りしております組織及び運営に関する要綱、資料2 -
3でございますが、この要綱の第4条第4項に規定してありますとおり、委員の
過半数の出席が成立要件でございます。本日は委員17名のうちご本人の出席
が9名、代理出席の方が5名となっておりますので、本日のこの会議は成立し
ておりますことをまずはご報告を申し上げます。

次に、当委員会の会長でございますが、同要綱第3条第1項により青森県副
知事の職にあるものを会長にあてると定めておりますので、蝦名委員が会長と
なりますことをご了承いただきたいと存じます。また、同要綱第4条第3項に
おいて、会長を議長とすると定めておりますことから、議事の進行につきまし
ては議長が行いますので、会長には議長席に移動下さいませようよろしくお願

いを申し上げます。

それでは同要綱第3条第3項の規定によりまして、会長から職務代理者を指名させていただきます。

蝦名会長： 弘前大学教授の加藤委員と農林水産部長の秋谷委員の2名を会長職務代理者に指名いたします。

司 会： ご異議はございませんでしょうか。

ご異議がないようでございます。これもちまして組織会を終わらせていただきます。

続きまして、本日の議事に移りますが、以後の議事進行につきましては会長である蝦名議長が行います。

蝦名議長： それでは本日の議題に入りたいと思います。委員各位のご協力をお願いいたしまして、忌憚のないご意見をお願いいたします。次第に従い議事に入る前に議事録署名者をお願いいたします。署名者は小野寺委員と吉川委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

まず、この後の議事を円滑に進めるため、不法投棄問題について理解しておく必要があるかと思えます。県境不法投棄事案の概要について事務局から説明をお願いいたします。

九戸報道監： 報道監をしております九戸です。資料の1を使いまして説明をさせていただきます。これは青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業の実施計画書という、30ページを超える、図版も入れますと60ページを超えるものをぐっと縮小したものでございます。概要を、特に風評被害に関連すると思われるところをご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

表紙のところの図にございますように、青森・岩手県境に跨る不法投棄、これは八戸市にございます三栄化学工業と埼玉県の縣南衛生という二つの法人によって犯罪的にここに投棄されたものでございます。青森県側の面積は11ヘクタール、ここに67万立方メートルという特定産業廃棄物が捨てられてございます。参考までに、岩手側は16ヘクタールに27.2トンという廃棄物が投棄されております。総面積で27ヘクタールに膨大な量の産業廃棄物が捨てられているというものです。

経緯といたしましては、昭和50年代に現場の隣接地に一般廃棄物の最終処分場の設置を届け出るところから端を発しまして、平成6年・7年あたり、住民の方々からの不法投棄の確認がありまして、様々な方法で両県監視等を実施い

たしましたけれども、なかなか確認することができず、平成 11 年青森・岩手両県が合同で強制捜査をし、平成 12 年の 6 月に両法人を廃棄物処理法違反で起訴をしてございます。その後、両法人は業務の許可の取り消し等がございまして、縣南衛生は 12 年 10 月に破産決定、三栄化学工業は 13 年 6 月に解散してございます。

次のページをご覧ください。現場の状況ですけれども、本県は平成 12 年～14 年にかけて高密度電気探査・ボーリングなどの調査を実施いたしましたして、現場の廃棄物の状況を把握してございます。廃棄物は 11 ヘクタールの地に R D F 様物、これはプラスチックを固めたものですが、堆肥様物・汚泥・消却灰が主体となって、その上に現場全体に揮発性の有機塩素化合物が捨てられてございます。ただ、今のところ水質調査等の結果、環境基準を概ね満足しているという結果が出ております。現場の地盤は下の方が底面が難透水性の岩盤になっておりますので、これを活用して、後ほど出てまいります遮水壁等の設置に活用が出来るという結果が出ておりました。

生活環境保全上達成すべき目標として、現場は馬淵川水系の上流部に位置いたします。万が一現場から汚染が拡散すれば流域の水質・土壌に大変な影響を及ぼすこととなります。原状回復を進めるにあたりましては、まずもって現場周辺地域の汚染拡散を防止するとともに、地域の方々の水道水源として利用されている水、また基幹産業である農業に使われている農林水産業に活用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講じることを目標としております。

現場の特定産業廃棄物の内容ですが、特定産業廃棄物 67 万 1 千立方メートル立方メートルです。そのうち有害産業廃棄物、これは医療系廃棄物ですとか V O C によって汚染された廃棄物が 61 万を占めております。その他の廃棄物としては 6 万という数字になっております。現時点ではまだ分布を特定することができないために、汚染土壌の量はここでは推計をしておりません。

先ほどの達成すべき目標によりまして、原状回復の方針を定めております。馬淵川水系の環境保全を目的として、汚染拡散の防止を最優先とすることを基本方針としております。また不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるように原状回復対策を早急を実施するために、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本としております。また撤去に当たりましては、その内容を十分に情報公開をし、全量撤去を基本としてはおりますけれども住民の方々のコンセンサスが得られる場合には土壌環境基準を満たす汚泥等については有効利用も可能かと考えられます。

汚染拡散防止対策でございまして、まずは、もう既に始まっておりますけれども、緊急的な対策です。一つは仮設浄化施設。浸出水処理施設ができるまでの

間、日量約 400 立方メートルの仮設浄化プラントを、これは 3 月 2 日に完成いたしましたして運転を開始してございます。その他に、雪のある中から出発いたしましたけれども、表面遮水、あるいは排水路の工事をしてございます。これは雨水が廃棄物と接触して中に浸透していくことを防ぎますために遮水をするものです。今行っておりますのは中間処理施設の周辺に約 7,410 m²の敷設を 15 年度分として行ってございます。この他に雨水をより分けて排水させる雨水排水路等も今整備をしているところです。この後、順次遮水壁の施工に合わせて場内の造成ですとか道路整備にかかってまいります。

長期的な対策です。浸出水処理施設、こちらの方は日処理量を 150 立方メートルの浸出水処理施設として設置をいたしまして、この周辺に浸出水の貯留池、それから導水路等を施工いたします。また住人の方々から大変不安を申し出られておりますが、予想を超える大水が出た時のためにも貯留池等も設置をする予定になっております。そしてここでの処理ですけれども、計画処理水質は法令上の基準を基に、項目によってはより厳しい基準を設定する予定になっております。

遮水壁です。先ほど下の岩盤を活用して遮水壁を設けるということになっておりますが、平成 17 年・18 年をかけまして、県境を開けた形で遮水壁を設置いたします。これは厚さ 50 センチ、透水係数が 10 の - 6 cm / 秒以下の壁を不透水岩盤に接着、岩着する形で設置をいたします。遮水壁ができましたから中の複雑な地形になっております廃棄物の上にまた遮水シートを敷設いたしまして、水処理が完全に行われることを確認した上で廃棄物の本格的な撤去をしてまいります。11 ヘクタールの区画を 6 区画に分割いたしまして、年度ごとに計画的に撤去をしてまいります。15 年から 18 年の間はそこに遮水シートをはった場所が一部ございます。周辺環境に影響のないエリアの堆肥様物をここから撤去をしてまいります。その後一番下の水が集中するところですが、ここの最低の標高部の撤去を行いまして、浸出水集排水施設を施工して、平成 19 年には中間処理施設の跡地を一時仮置き場の選別場として整備をして、本格的な撤去作業に入って行く予定です。

このような計画で、特措法の年限でございまして平成 15 年～平成 24 年度までに総額約 434 億 1800 万をかけて汚水拡散防止と廃棄物の撤去を行ってまいります。

その後に掲げてある原因者に対する責任の追及。これはもちろん税金を使わせていただきますので責任の追及は徹底的に行ってまいります。また排出事業者に対する責任につきましても、分かり次第措置命令をかけていくという予定でございまして。

この事案が分かりましてから、県では今後の再発防止のために下記に掲げま

す5つの検証を提言しております。これまではどうも甘かったのではないか。業者指導等甘かったのではないかという声に対しまして、毅然とした態度で積極的な行政処分も辞さないという態度を取っていきこう。それから適切な情報収集。どうもなかなか情報を共有するという形ができなかったという反省がございます。それから担当職員の意識、感覚の重要性と監視活動の継続性、一貫性の確保。こちらの方も県職員の研修等でより力強くやっていきこうということで、今もう既に環境政策課等で事業を実施しております。廃棄物担当部局と他部との連携、これがどうもそれまではゴミはゴミ、農業は農業というふうに分かれておりましたけれども、昨年9月に当室が設置されてから、副知事をキャップに推進本部ができております。全庁挙げて取りかかるという姿勢をここで示しております。あとは警察との連携強化。犯罪的な行為に対しては毅然とした態度で臨むためには、やはり警察との連携が欠かせないということで、再発防止策の中にうたいました。周辺的生活環境のモニタリング調査です。これは汚染拡散防止対策を進めていく途中、また廃棄物の撤去作業を進めていく途中に、周辺的生活環境に影響があってはいけないということで、水質のモニタリング、これは現場の中、それから周辺等、今24カ所を超えるところでモニタリングを実施してございます。大気のモニタリング。現場はVOC等で汚染されておりますので、大気についても現場に近い集落の3カ所でモニタリングを行うことにしております。他に、本格的に撤去が始まれば、1日で45台を超えるトラックが行き来することになります。また工事等の車両が出入りすることで騒音・振動等におそらく影響が出てくるということで、こちらの方も町内3カ所でモニタリングを実施してございます。これに加えまして、今後、今提言を受けてございます生物等のモニタリングも検討をしているところでございます。

住民の方々から一番ご心配のあります廃棄物の搬出における飛散等の防止。どうも工事現場等で車輪に泥をつけたまま出入りする車等が見受けられますが、現場は何か入っているか分からない不法投棄の現場ですので、ここを出る車両は全部圧力水で車輪・車体を洗浄してから出て行く。また廃棄物を撤去する車両は広蓋型と言いまして、蓋がピッチリできる、広蓋で蓋ができるような蒸気も逃がさないような形のトラックを考えてございます。場外に泥等はもちろん、処理する場所までの途中で事故もないような搬出の形態を考えてございます。

緊急時の連絡体制です。現場には、今様々な工事の車両等も入ってございます。緊急時に県・国・関係機関・市町村・消防・警察・報道等の連絡が密に出来るような体制を整えてございます。

先ほども申し上げましたが、青森県における全庁的な取り組みということで、昨年副知事をキャップに県境再生対策推進本部というものを設置いたしました。これで青森県が全庁を挙げてこの県境の不法投棄事案に係るという姿勢を示さ

せていただいております。また、汚染拡散防止対策工事や廃棄物の搬出作業などの進捗状況ですとか、周辺対策の取り組み状況につきましては、逐一ご報告をするという積極的な情報公開で取り組んでございます。

最後になりましたが、原状回復にあたりましては住民の方々の意見が反映されるということが必要になります。実施計画に基づく原状回復にあたりましては、対策内容の詳細について住民の方々の意見が反映されるように、原状回復対策推進協議会の定期的な開催、これは今月3月27日に八戸で開催されます。適時の住民説明会等を行い、関係者の理解を深めていく予定です。

一番最後の図に赤い線で示されましたのが遮水壁、そして区画に分かれてこれは表面遮水シートを張って行って、撤去ごとにそのシートをはがしながらゴミを撤去していく。左側の方にある黄色い、真ん中にありますけれども、黄色いところが浸出水の処理施設。その上にありますのが防災貯留池。下が貯水槽ということで、これらの施設を設置いたしまして、十分な汚染拡散防止対策をとった上で全量撤去を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

蝦名議長： ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご質問ございませんでしょうか。

無いようであれば次に進めさせていただきます。風評被害対策制度の概要と給付金制度の趣旨や、当委員会の役割などを明記した要綱などについて一括して事務局から説明をお願いいたします。

田中主幹： 田中と申します。よろしく申し上げます。座ってご説明させていただきます。

まず資料の2-1の方をご覧くださいと思います。資料の2-1は県境不法投棄事案に係る風評被害対策制度の概要についてという資料でございます。県では風評被害による経済的損失を補填する給付制度を創設いたしました。その趣旨といたしましては県境不法投棄事案に係る特定支障等除去事業の実施に起因します風評によって経済的な損失を受けた場合、被害の範囲内で損失を補填するために、県の要綱によりまして給付制度を設定しております。

(2)の対象地区ですが、田子町その他、馬淵川を農業用水の水源や上水道の水源として使用していることによって、万が一馬淵川の汚染といった情報の流布によりまして風評の可能性があると考えられます八戸市・三戸町・五戸町・名川町・南部町・階上町・福地村・南郷村・百石町・六戸町・下田町、合わせて12市町村を対象としております。

(3)の対象者でございますが、これらの地区で事業を営む個人や法人、その他の団体としておりまして、馬淵川を上水道の水源として使用していること

の影響を想定しまして、農業や畜産業の生産者だけではなく、加工業者・卸小売業者、旅館なども対象とするなど、対象となる業種を制限しないものでございます。

(4)の対象被害についてですが、対象者の事業活動に係る経済的被害。これは風評被害と認定された期間の減収分、これだけを対象としております。

(5)の風評被害認定委員会の設置につきましては、制度を適正に行うために設置するものでございまして、風評被害の認定基準や給付金の算定基準、個別の申請案件の風評被害の認定や給付金の算定について調査・審議していただくために設置されたものでございます。

2番の予算措置としての債務負担行為の設定についてでございます。(1)の趣旨といたしましては、予算を伴う制度の制定には予算措置が必要でございますので、債務負担行為を設定したものでございます。債務負担行為は予算の内容の一部でございまして、将来の支出を約束する行為を予算で定めるものでございます。歳出予算へは、具体的に風評被害の額が定まった場合において計上をするということになるかと思えます。

次の(3)の設定する限度額についてですが、これは30億円としております。これは地域の農業産出額と内水面漁業の事業収入をベースといたしまして、一定割合を乗じて算出したものでございます。類似の例であります原子力船むつこの例を参考として算出しております。

(4)の設定する期間についてですが、これは特別措置法の期間に合わせて平成15年度～平成24年度までとしております。

以上の予算措置につきましては、平成15年度につきまして平成15年度の2月補正予算として、また平成16年度につきましては平成16年度当初予算として県議会の方で可決されているところでございます。

以上が資料2-1の説明でございます。

続きまして、資料2-2青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策要綱についてご説明いたします。この要綱は風評被害対策制度の基本を定めたものでございまして、その内容としまして風評の発生の防止等、風評被害対策給付金の支給、風評被害認定委員会に関する基本的な事項を定めたものでございます。第2条の風評被害の発生防止については、特定支障除去等事業を進めていくにあたりまして、汚染拡散防止を最優先に、工事や撤去の進捗状況やモニタリング結果などを積極的に情報公開しながら、風評の発生を防止し、万が一風評被害の発生の恐れがある時には正確な情報を速やかに提供するなどして、適切な対応に努力する旨を定めたものでございます。

第3条の給付金の支給等についてですが、対象地区、対象者、対象被害、給付手続き等を定めておりまして、これにつきましては先ほどご説明いたしましたし

たので省略させていただきます。

第4条の風評被害認定委員会の設置等についてでございますが、これは認定委員会の基本的な事項を定めたものでございまして、目的、委員数、それから委嘱対象、任期、再任などを規定したものでございます。

第5条は委任に関する規定でございます。

続きまして、資料2 - 3についてご説明させていただきます。資料2 - 3は青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会の組織及び運営に関する要綱でございます。この要綱は風評被害対策要綱に基づきまして、認定委員会の組織と運営に関する細部の事項を定めたものでございます。

第2条ですが、これは認定委員会の所掌事務を定めたものでございます。内容といたしましては、風評被害対策給付金の支給基準の策定、個別に給付金の申請があった場合の経済的被害の有無の認定、更に被害があった場合につきまして給付金の支給額の算定などを行うことを規定しております。

第3条は会長についての規定でございます。副知事を充てるということ。職務の内容は会務を総理し認定委員会を代表するということ。代理者としてあらかじめ会長が指名するということなどを規定しております。

第4条は、会議の手続きの規定でございます。招集者、招集の手続き、会長の役割、会議の定足数、議事の議決などを内容としております。

第5条は代理人の出席の規定でございます。団体とか組織を代表する委員の方は出席できない場合につきましては代理人の方が出席することができるという規定でございます。代理人の方につきましては出席者とみなすということの内容としております。

第6条は議事録の規定でございます。(1)～(5)の内容を記載した議事録を作成すること。そしてまた議長と議事録署名人の方の署名押印が必要であることを規定しております。

第7条は委員会の意見の聴取の規定でございます。

第8条は守秘義務の規定でございます。これは給付金の申請の内容や申請者の収入など、個人の方の秘密に関わることとなりますのでこの規定を設けております。

第9条は認定委員会の庶務に関する規定でございます。担当の県境再生対策室で行う旨を規定しております。

第10条は委任を定めた規定です。

続きまして、資料2 - 4 青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金支給要領についてご説明いたします。この要領は、風評被害対策給付金支給金に関する細部の事項を定めたものでございます。第2条の給付金の支給申請についてですが、これは申請手続きと提出期限を規定しております。まず申

請手続きですが、支給を受けようとする方は申請書、これは第1号様式になりますが、この申請書に被害の状況を証明する書類、それから知事が必要と認める書類を添付いたしまして提出するというふうになります。ここで知事が必要と認める書類というのがありますが、これはいろんな調査をいたします関係上、調査への同意書、申請する方の調査への同意書を考えております。それから提出期限なんです、これは風評被害を受けて被害が明らかになった日から2ヶ月以内というふうに規定しております。期限をもうけましたのは、いたずらに期間を経過した申請を避けるためのものでございまして、更にまた風評被害が継続している場合も考えられますので、被害が明らかになった場合は風評被害が継続中でもまた申請が出来るというふうに定めております。

第3条は給付金の支給の決定の規定です。

第4条は給付金の額の制限を規定しているものでございまして、他の制度から補填を受けた場合には二重に補填されることがないようにその額は差し引くこととなります。他の制度というものが、農産物の価格安定事業、経営安定事業による給付、それから申請者の方が風評の原因者から信用毀損による損害賠償の給付を受けた場合、この場合も考えられます。

第5条は意見の聴取等の規定です。

第6条は支給の取り消しの規定でございまして、これは二つの場合があります。虚偽の申請、その他不正な手段によりまして給付金の支給を受けたとき、それから給付金の支給を受けた後に他の制度から補填を受けたことが判明したとき。これらの場合につきましては、給付金の支給の決定について全部または一部を取り消すこととなります。

第7条ですが、これは給付金の返還についての規定です。第6条で支給の取り消しをした場合、この場合は取り消した給付金の額について返還を求めるという内容になっております。

第8条ですが、これは督促及び延滞金の算定の規定でございまして、7条で返還を求められた場合に、納期限までに納付しない場合がありますけれども、この場合は督促状によって督促し、延滞金を徴収するという規定でございまして。

以上、規程関係についてご説明いたしました。

蝦名議長： ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

武尾委員： 要領の第4条の給付金の額の制限のところですが、他の制度から補填を受けた時はその補填の限度において給付金を支給しないというのは、先ほど

ちょっとご説明があったら経営安定対策等でもらった場合とかということをおっしゃっていたようでしたけれども、その補填の限度においてというのは、例えば 100 万円もらいましたと。そうすると給付金を支給しないというのは、これはどういうふうに。その 100 万円だけを支給しないという意味。総額から風評被害額の総額から。

田中主幹： 風評被害の総額から 100 万円を引くという。

武尾委員： だから、その限度においてというのがちょっと意味が分からなかったんですよね。

田中主幹： 他の制度から補填された額が差し引く限度になります。

武尾委員： ちょっと説明が。

田中主幹： 例えば風評被害の額が 200 万ありましたと。200 万なんです。

武尾委員： それがね、ここに全然見えていないわけ。申請者が給付金の支給の原因となった風評被害について他の制度から補填を受けた時はと、こうなっているわけですね。だから、200 万あっても 300 万あっても、被害がね、他の制度から補填を受けた時はその補填の限度において給付金を支給しないというのは、これは意味は差し引きなんだろうけれども、この文言だけ見るとちょっと理解できないんだよね。私の理解力が不足なのかもしれませんが。

田中主幹： 差し引くという意味でご理解していただければと思います。

蝦名議長： 法律的な用語で定めておりますので、ですから補填を受けた時はその補填の限度においてその給付金を支給しない。要するに差し引くという意味でございますので、そういうふうにご理解をしていただければ。文言を正確に書かなければならないということがございまして、そういう表現にさせていただきました。

中村委員： 資料 2 - 2 の中にあります風評の発生の防止に努める。正直言って風評というのは出て欲しくないと思います。出たらなかなか認定も容易なものではないだろうと、そう思っています。そういうふうにして風評の発生の防止に努める。具体的にどのようなことを考えながら防止に努めるという表現をなさって

いるのか、内容についてももしご説明できるのであればお願いをしたいと思いません。

蝦名議長： この点についてご説明をお願いします。

近藤副参事： 担当をしております近藤でございます。ご説明いたします。

ただ今の風評発生の防止にどのように取り組むのかということでご質問がございました。まず風評被害を防止するためには、まさに地域住民の方の不安を解消し、安全に事業が進められていること。これについて広く理解をいただくことが重要だと考えております。このため、これから汚染拡散の防止の工事の施工、それから廃棄物の撤去を行っていくわけですが、この際汚染の拡散の防止、これに万全の対策を講じるということ。それから工事、廃棄物の撤去に関する計画、実施方法、これについて地域住民の方々に十分ご説明をしご理解をいただく。さらには事業の進捗状況、それから環境のモニタリングの結果、こういったものを積極的に情報公開をしていく。そういうことを行うことによって広くご理解をいただき、地域住民の不安も解消されることになろうかと、そういったことに適切な対策を講じていかなければならないというふうに考えております。

それからもう一つ、更に、もし万が一にも風評の発生の恐れのある時、これは広く消費者の方、あるいは流通関係者の方などの不安・懸念といったものの解消を図るということで、多様な広報媒体を活用して正確な情報を速やかに提供していくといった迅速かつ適切な対策をその際講じていくことが必要だというふうに考えております。

蝦名議長： いかがでしょうか。

この風評被害というものについては、今日マスコミの方が沢山来ておりますけれども、正確な情報をきちっと発信して欲しいということ、要請するのは場違いだと思いますけれども、それが非常に大事であると私は考えております。カイワレ大根にしてもダイオキシンの問題にしても、いろいろなことについてきちっと確認しないままマスコミが取り上げ、それが大きな風評被害につながっていくということがたまたまあるわけでございます。従って、私どもとしてはこの不法投棄に関しましては報道監という制度を設けて、わざわざ情報公開を全て行っていくということをしなごら住民の理解をいただいて進めていくと、こういうことを考えているわけでありまご。従って、よく確認し記事にしていただければありがたいなと思ごているところでありまご。

風評というものは、どういう条件で生ごるのか、様々なことがあろうかと思

います。そういうことがあると思いますので、私ども県としては当然のことながら注意して、最大限の注意をしてみたいと思いますし、他の方達についてもよろしくお願いをしたいと思います。

その他、ご質問ございませんでしょうか。

中村委員： 決して質問みたいなものではございません。今、ここに、これは3月11日の新聞の記事を持ってきております。今、会長が言われたように、ちょっとした新聞の記事というものがややもすれば私は風評を生むものだなと。今、この記事が正直言って出たというわけではございません。ただ、特に地元におりますと敏感にそのようなものが感じられるわけです。ある新聞が、ニンニクからダイオキシンが出たと。これは県の調査の結果が発表された時の記事であります。ところが、県内の新聞というのはいってそのような風評にならないような見出しが出ております。健康などへ影響はない。農作物に問題はない。ただ、ニンニクからダイオキシン。これだけを見ると、「あっ、危ないんじゃないのかな」特に田子のニンニクというのがある面ではブランド化し全国にかなり知れ渡っていると思っている。特に中央においてはこういうような記事がややもすればこれまでにいろいろな問い合わせを受けたことがあります。それは風評とは言えないのかも分かりません。でも、私どもから見ると、それは実際風評になってまいります。黙っていると田子のニンニクは買わないというふうな事態が出てまいりましたので、早速それぞれのそのような忠告の出た場所へ赴きながらよく解説をし、そして了解を得て取引が成立をして続行したということでありますので、大変こういうふうなことになるといってちょっとの加減が私は風評になりかねない。ただ、その地元にいる者とある面で離れているような場合の人方は、私はどうしても感覚にずれが出てくるのではないのかなと。これは今この場で言う問題ではないのかも分かりません。一番最初に申し上げることだったのかも分かりません。そういうことをつくづく感じております。どうも感覚というものの同じこのような委員になりながら、時としてはそういうずれが生ずるのかなと。そこら辺は十分理解を賜っておきたいと、そう思っております。

以上であります。

蝦名議長： 大変ありがとうございました。貴重なご意見。

九戸報道監、何かありますか。

九戸報道監： ただ今の町長さんのご心配はもつとで、私どもも記事が出ました時に室長から指示がありまして、新聞社の方に抗議をしております。町からも抗議

がございました。やはり、記事を読めば、よく読めば小さい文字では何も無かったことが分かるんですけども、見出しがセンセーショナルであればあるほど、やはり一般の市民にとっては大変不安材料になりますので、ここは報道監という仕事柄、常に新聞、あるいはテレビの中で適正に報道をされているかどうかというのはチェックをしてございます。過去にもやはりご注意いただきたいことはできるだけ新聞社等にお話をし、中には訂正をして下さいましたこともありますので、できるだけそれは敏速に対応してまいりたいと思います。

蝦名議長： 様々なご質問・ご意見があると思いますけれども、次の認定基準及び給付金の算定基準までまずご説明を申し上げまして、それでまたいろんな意見を賜りたいと思っております。

事務局から説明をお願いいたします。

近藤副参事： それでは資料3に入りますが、風評被害の認定、給付金の算定の基準案につきまして資料3-1、差し替えの一枚物でございます、それから資料3-2同じく差し替えの6枚物でございますが、これに基づきまして基本的な考え方をご説明申し上げます。座って失礼します。

まず資料3-2をご覧下さい。まず風評被害とはどのようなものかといったことをご確認いただきたいということで定義を掲げてございます。ここでは東京大学社会情報研究所長廣井脩氏の定義を用いてございます。廣井社会情報研究所長でございますが、日本災害情報学会の会長で、社会心理学、災害社会学がご専門で、「災害報道と社会心理」といった著書がございます。この廣井所長の定義を用いておりますが、「事実でないこと、あるいは些細なことが大げさに取り上げられ、ある人物やある業界、ある地域が被害を受けることであり、多くの場合事件や事故を新聞・テレビなどのマスコミが大きく取り上げ、それが人々の間で風評となって、主として経済的な被害が発生することである。この他、数は少ないがマスコミによる誤報、あるいは不確かな発表が風評被害を生むこともあるし、自然発生的に生まれた流言が風評被害につながることもある。観光業者、農業関係者が被害を受けることが多い。」というふうな定義が用いられてございます。この風評、あるいは風評被害と言われるもの、様々な要因が入り交じった社会現象でございます。非常に難しいものでございますが、一つの考え方としてこのように捉えてご理解をいただきたいというふうに考えております。

そこで、風評被害の認定でございますが、基本的な考え方といたしましては、風評被害は風評による経済的被害を受けたこととありますことから、前提となる風評が発生したこと、それから風評被害を受けたこと、これは区別して確認

する必要があるというふうに考えております。また、風評被害の認定にあたりましては、風評の発生と経済的被害、いわゆる風評被害の因果関係につきまして十分に調査検討の上総合的に判断をして行うということが基本であるというふうに考えております。

そこで、まず風評の発生の確認でございます。資料3 - 1の1枚物のフロー図も見合わせながらご覧下さい。給付金の申請があった場合、まず風評の発生について調査確認を行い、その結果、風評の発生が確認されない場合、これは当然に風評被害としては認定できないと、これが基本だというふうに考えております。従いまして、風評の起因が明らかで、風評発生が明らかに特定される場合、これはその風評の内容等について確認を行って進めてまいります。また、風評の発生が明らかでない場合、特定されない場合、これは関係団体・市場・流通関係者等に対しまして風評の有無、風評があったのか無かったのか、あったとすればどういう内容なのかといった調査を行うということでございます。

2ページになりますが、風評の起因が明らかな例として考えられますのが、特定支障除去等事業に伴って大規模な事件・事故が発生した場合、あるいは特定支障除去等事業に伴って事件や事故が発生して、マスメディアによる過大な報道や誤解を生む報道があった場合、こういったことで風評の発生の起因が明らかな例というふうに考えるのではないかと思います。また、起因が明らかでない例としましては、定義にありますとおり、自然発生的に生じることも考えられます。この場合は十分に調査が必要というふうに考えられます。

また、この制度の運用といたしまして、例えば信用毀損とか名誉毀損とか業務妨害といった事案として、法的に責任を問えるような場合、例えば悪意を持って第三者が事実でない情報を流した場合でありますとか、あるいは全く事実に基づかない情報、マスコミが全く事実に基づかない、全く根拠のないことを報道した場合とか、そうしたことが明らかで、第一義的にそうした起因者に損害請求すべきが適当であるということが明らかに考えられる事案につきましては、被害を受けた方にはこの制度によらず直接訴えを起こして補償を求めるというふうにしていただきたいというふうに考えております。ただ、実際には事案によって様々状況が異なってまいりますので、それぞれに調査確認をした上で進めていかなければならないと考えております。

次に(2)でございますが、風評があったと確認された後でございますが、風評による被害の確認でございます。これは資料3 - 1の1枚物の価格低下、売上減少と理由の確認の、この点線で囲んだ枠の部分に対応する部分でございます。基本的な考え方としまして、仮に風評が発生した場合でありまして、価格の低下、売上額の減少などの影響がない場合、これは風評被害としては認定できない。それからまた価格の低下、売上額の減少などがあった場合でも、

その原因が風評によるものとして因果関係が認められない場合、この場合も風評被害としては認定できないというふうに考えております。これは、先に郵送でお配りした資料とはこの因果関係の確認の部分が当然のこととしてはっきり書いてございませんでしたが、今回差し替えということではっきりこの因果関係を確認するということを書いてございます。

それから、またでございますが、価格の低下、売上額の減少などが僅少、少ない場合につきましては、これは通常におきましても市場の動向、消費者や利用者の嗜好の変化などによりまして価格や売上額の変動がございます。価格の低下、売上額の減少を直ちに風評による影響とすることが困難であり、またこの制度の公平性、均衡を保つ観点から、過去の変動の範囲内である場合には風評被害とみなさないこととして給付金を支給しないこととするということを基本に考えております。

従って、風評被害が確認され、かつ、価格低下等の事実の確認の結果、過去の変動の範囲を超えて価格の低下、利用者の減少、売上額の減少などがあったことが確認された場合において、その原因が風評によるものであるかどうかを十分に調査検討をし、慎重かつ総合的に判断をして風評被害の認定を行うものであるということはこの認定部分の基本と据えたいと考えております。

次に、そこで具体的にこの価格低下等の事実の確認の方法をどのようにするのかというのが次でございます。これは市場の全体的な動向等も考え合わせながら、風評被害が発生したとする期間、それから申請があった期間でございますが、この価格、売上額が原則として過去5年間の同じ時期と比較して売上額といったものが下回っているかどうか、これによって確認したいということでございます。ただ、この方法で確認できない場合は当然別の方法で確認をしていかなければならないものでございます。この方法による場合、次のページ以降に市場動向と比較できる場合、それからそうでない場合の方法を掲げてございます。

3ページ目が市場動向と比較できる場合でございます。これは申請期間、いわゆる風評被害を受けたとして申請のあった期間の当該市町村産、これは例としまして農産物で申請者が共同出荷で市町村産として一括扱われている場合を想定してございます。当該申請期間の市町村産と出荷した市場全体の単価差、価格の単価差が申請対応期間、過去5年間と比較して最大であり、単価下落が著しいことを確認する、という基本でございます。例を見ていただきますと、給付金の申請が某年某月、例えば仮に6月にX市場においてB町産の野菜Nを500キロ出荷した方から申請があったとした場合、これにつきまして風評被害を受けたとして申請のあった期間、某月6月と、それに対応する1年前の6月、2年前の6月、3年前、4年前、5年前、この6月の単価の動き、これを見て

単価下落が著しいかどうかを確認するということでございます。この場合の、例えば見ていただきますと、B町産のこの申請のあった時が160円。それが1年前が330円、2年前が270円、3年前が310円、4年前が250円、5年前が340円という推移でした。一方、市場全体の価格の推移を見ますと、申請した時が350円、1年前が320円、2年前が330円、3年前が290円、4年前が350円、5年前が320円という価格の推移があったと仮定いたします。この場合、算式としましてP1 - P2がP3 - P4よりも小さいという算式を表示してございます。これはP1というのが申請のあった月の市町村産の月別の平均単価。この場合でいきますと160円でございます。それから、P2というのが申請のあった時の市場全体の単価、これは350円でございます。これがそれぞれそれぞれに対応する過去5年間のそれぞれの市町村産、市場全体の単価と比べてどうなのかということでございます。仮に、1年前ですと330円対320円。2年前ですと270円対330円という比較になります。この算式によりまして、この例に当てはめてみますと、仮に申請のあった6月の市場が350円、申請者、当該市町村産が160円、そうなりますと、この単価差はマイナスの190円でございます。過去5年間の最大の単価差を見ますと、4年前の市場、4年前に市場が350円でB町産が250円ございました。この時がマイナス100円ということで、マイナス190円と比較しますとこの申請期間、当該月における単価差が過去最大であります。従いまして、このB町産の単価下落を風評被害と認定するかどうか検討することになるということでございます。これが市場の動向と比較できる場合でございます。

次の4ページに、市場と比較できない場合の例を掲げてございます。これがその他の場合でございますが、申請者の申請期間の利用者数、あるいは売上額といったものが、過去5年間と比較して一番少なく減少が著しいといったことを確認するということでございます。そして、単に申請者だけが何らかの原因で需要が減少したものではないということと比較対照するために、同じ地域における同じ業種においてもやはり同じように減少している、いわゆる風評によりまして同じ地域の同業種の減少があると。一方、県内の全体で見た場合、あるいは県内の他の地域の状況を見た場合には他の地域では風評が起きていないということで、減少がない、あるいは減少の程度が少ないといったことを確認するということでございます。この例で見ていただきますと、某年某月C町、仮にD地域としますと、このY民宿から申請があったといたします。これも例えば6月といたしますと、これに対応する1年前から5年前の6月の利用者数の動きがどうだったのかといったことを比較いたします。合わせて同じ地域の、例えばD地域のZ旅館の動きがどうなのか。合わせて他の地域、D地域以外のE地域についてはどうなのかといったことを比較いたします。他の地域との比

較、これも先にお送りしたものに追加しているところがございます。この例を見ていただきますと、Y 民宿の申請期間、これが仮に 6 月としますと利用者数は 35 人。過去 5 年間の最低利用者数、これは 3 年前の 50 人でございます。これより更に下回っており、減少が著しい。なおかつ、同じ地域、同地域の Z 旅館におきましてもこの月の利用者数が過去 5 年間の最低利用者数を更に下回っており、減少が著しい。ところが、県内の他の地域、E 地域におきましてはこのような大幅な減少が認められない。これによって D 地域、申請のあった地域において減少の特殊要因があったということでございます。それによりまして、この月の Y 民宿の利用者が過去最小であり、なおかつ他の地域と比較しても減少が著しいということから、この利用者の減少が風評被害によるものかどうかについて検討をしていくことになるということでございます。

以上が認定の部分につきまして、価格下落、あるいは利用者減少といった確認の方法をどのようにしていくのかということも加えて基本的な考え方をご説明いたしました。

基準につきましてもこの考え方に則して案を作っております。ただ、当然この基準どおりでは判断できないケースも想定されます。その場合には必要な調査確認をした上で検討判断していくことになるというふうに考えております。

次に 5 ページでございます。次に給付金の算定でございますが、これは風評被害として認定した後どのように給付金を算定していくのか、この基準について基本的な考えを示したものでございます。これは資料 3 - 1 の 1 枚物でございますと、下の方の枠の部分に進むということでございます。給付金の算定の部分でございます。その考え方としましては、風評被害がなかった場合に想定される価格、売上額と、風評被害を受けたとする実際の価格、売上額との差額を算出し、その差額を給付金とするということでございます。この場合におきましても、市場の動向、消費者、利用者の嗜好などによりまして価格、売上額の変動がございますので、過去の変動の推移を考慮して風評被害が無かった場合の価格、売上額の想定額を算出し、それとの差額による給付金の算定額を求めたいということでございます。

そこで、給付金の算定方法をどのようにするかということでございますが、風評被害を受けたと認定した期間に対応する、これも原則として過去 5 年間の同じ時期の価格、売上額の推移をもとにしまして風評が無かった場合に想定される額を求めて、それとの比較をするということでございます。これも、この方法で算定できない場合は別に算定方法を考えていかなければならないということでございます。

下に市場等との動向と比較できる場合を掲げてございます。これは先ほどの例でございますが、これも過去 5 年間の市場全体と申請者の価格比を求めまし

て、それと風評被害を認定した時期の市場の価格をかけまして、風評が無かったとした場合に想定される額を算出し、それとの差額を求めるという方法でございます。この例を見ていただきますと、このグラフ及び表の部分は先ほどの数値と全く同じでございます。この表の下の方に単価比、例えば5年前の単価比 1.06、0.71、1.07、0.82、1.03。単価比というものを算出しております。これは市場全体とB町産の単価の差が5年間平均してみた場合にどのような傾向にあったのかというのを求めたものでございます。その5カ年間を平均したものが0.94という数字を出しております。これを後で使ってまいります。この場合、算式としましては下にございまして、 $P_1 \times Q - P_2 \times N$ と掲げてございますが、ちょっとこれを具体的に6ページの例で申し述べれば、まずP1、これは認定期間の市場全体の平均単価。これでいきますと350円でございます。Qというのが過去5年間の単価比の平均値、これが0.94でございます。そうしますと、仮に風評被害が無かった場合、B町産の想定される単価は350円×0.94で、329円と想定されます。ところが、この風評被害にあったと認定された場合、された時期のB町産の価格が160円でございます。そうなりますと329円から160円を引いた価格がいわゆる風評被害に伴って単価下落があった額と想定されます。これに出荷量を掛けまして8万4500円。この額が給付金として算定される額、こういった算式で求めていきたいということでございます。

次に、市場と比較できない場合がございますが、これも先ほどの旅館、民宿の例を掲げてございます。この場合は、過去5年間の最大値と最小値を除いた平均の値、これを風評が無かった場合に想定される値としまして、これと認定期間の差を求めていきたいということでございます。例としまして、Y民宿におけるある月別の粗利益、これが風評があったと認定された月の粗利益が仮に9万8千円。1年前が19万3千円。2年前が20万3千円というふうにあったといたします。そうしますと、算式としましては認定対応期間、過去5年間の月別平均粗利益、最大値と最小を除いた分、これでいきますと4年前の26万5千円が最大値、3年前の17万6千円が最小値でございますので、この二つを除いて1年前、2年前、5年前の平均を出します。そうしますと19万7千円でございます。これが仮に風評が無かった場合の月別の粗利益の想定値として考えられます。これと実際の粗利益、認定期間の粗利益9万8千円の差額、この9万9千円を給付金として算定していきたいということでございます。

以上が給付金の算定をどのようにしていくのかという基本的な考え方でございますが、これもやはりこのとおり、基準どおりはなかなかいかないというふうを考えておりますので、こういうふうな方法で算定できないケース、この場合は必要な調査をしてしかるべき算定方法を検討していくことになろうかと思っております。

以上が基本的な考え方の部分でございますが、次に資料3 - 3としましては、今ご説明いたしました基本的な考え方を元に基準案として具体的な条文と、それから別表ということで作成しております。この条文、別表中の文章につきましては、一部表現が回りくどい部分、あるいは分かりにくい部分がございますので、条文及び別表の表現については再整理していきたいと考えております。

簡単にご説明いたしますと、資料3 - 3の趣旨の部分では風評被害の認定と給付金の算定を適正に行うためにこの基準を定めるということ。それから風評被害認定委員会においては知事から意見を求められた時に、この基準に基づいて認定・算定を行って知事に報告をするということ。それから定義につきましては先ほどの申請期間、申請対応期間といったものを定義してございます。第3としまして風評被害の認定でございますが、風評が発生し風評被害を受けたと認められた時に風評被害の発生したことを認定するというところでございます。認定につきましては、別表にございます業種についてそれぞれ同じく別表にある調査、確認を行って総合的に判断していくこと。もしもこの確認方法でできない場合、適当でない場合は認定委員会において別に調査確認を行っていくということで定めております。

2ページ、給付金の算定の部分でございますが、同じくこれも先ほどご説明いたしました方法で基本的な算式によりまして給付金を算定していきますが、ただ、それによっても算定できない場合、あるいは適当でない場合については別に算定方法を検討していくということで掲げております。

3ページ以降から別表としましてどのように調査確認を行うのか。これは先ほどご説明をいたしました基本的な考え方の中にそってそれぞれ算式、あるいはどういうふうな調査を行うのかといったものを記載してございますので、ここは個別に説明するのはちょっと略させていただきます。

中身については略させていただきますが、別表の1につきましては第1欄、農畜産業、これは風評発生の確認についてももし明らかに特定される場合は風評の内容、期間などの調査を行う。特定されない場合は、例えば全農青森県本部、あるいは出荷団体、市場関係等々から風評の有無、それから内容について確認を行うということ。それから次に価格低下の事実の確認でございますが、農畜産物の価格下落の有無、その理由。風評によるものなのかどうかを調査していくということ。それから原則として過去5年間の同種類、同比較のものを調査していくということ。それから(1)のところから販売形態の違いによりましてどこに確認していくのか、その確認方法をどうするのかということも掲げてございます。算式等は先ほどご説明した算式でございます。

4ページ目は、確認方法2でございますが、これは県内の市場に直接販売する場合でございます。これも算式方法等については先ほどご説明したとおりで

ございます。それから確認方法3、これは生産物を加工業者に直接販売する場合。これも確認方法の算式は先ほどのとおりでございます。確認方法4でございますが、これは生産物を消費者に直接販売する場合、こういった場合は市場が形成されてございませんので、他産地の平均販売単価等々比較できる場合はそれらと比較確認をするという方法でございます。それから確認方法5、これは加工業者から委託を受けて生産し、委託収入を受けている場合、この場合も売上額の下落が大きいことを、あるいは同じ地域であれば同じような業種の下落が著しいこと、あるいは県内の他の地域は下落していないこと。そういった確認をしていくということを文章で掲げております。

その他の業種につきましては、先ほどの民宿と同じような方法でございますが、これもやはり風評の発生を確認したり、その次に利用者、売上額の減少の事実とその理由を確認していくという方法でございます。

それから、7ページ目からは先ほどの、今度は給付金の算定につきまして、風評被害が認定された場合の給付金の算定につきまして、それぞれの業種で販売形態別に先ほどと同じ算式を用いてどういうふうに算定をしていくのかを掲げております。

ちょっとはしょってしまいましたが、説明としては以上でございます。

蝦名議長： 農畜産業には水産業も入るんですか。

近藤副参事： 水産業につきましては、市場が形成されていない場合についてはその他の業種になるというふうに考えております。

蝦名議長： 大変、頭がくるくるするような、これは非常に正確にやるために作った案として出したものでございまして、なかなか難しいとは思っておりますが、理解できましたでしょうか。

要するに、まず風評被害があったかどうか、申請があれば風評被害そのものをまず確認することが第一だということでございまして、風評があれば価格差、価格差が通常の変動の範囲を超えていれば当然それを風評被害として認めていくということであります。その辺、いわゆる価格の通常の変動幅なのか、あるいは風評被害なのか。この辺が非常に判定、認定の仕方が難しいわけです。

武尾さん、分かりましたでしょうか。

武尾委員： 価格差の変動が現実にあった場合、この中で検討するという言葉で表現していますね。3 - 2の3ページの一番最後のところなんですけれども。風評被害と認定するか検討をするということになっているわけですね。もちろんこれは

検討をしなければならないわけなんですけれども、その幅がどのくらいのところから被害だと認定をするのか、極めて難しい話だろうと思います。個々の事例はもちろん違うでしょうし。その辺の判断基準が、検討をするということだから検討をするで当然なんですけれども。それをどう委員会として風評被害だという認定をなさる、個人差ももちろん出てくるのか、その辺私は極めて難しい判断を要求されるのではないかなと思っています。これは具体的に出てこなければ、遭遇しなければ分からない問題だと思いますけれども、ちょっとそれが懸念されます。

蝦名議長： その他、ご意見ございますでしょうか。

中村委員、何かございますか。

中村委員： これは、起こさない方が勝ちだなと。

蝦名議長： 要は、風評被害がまず確認されること。そして過去の変動幅、5年間の変動幅よりも大きい変動幅があったことの二つが確認されればまず認定をするという意味ですね、考え方としては。難しくいろいろ書いていますけれども、簡単に言えばそういうことでございます。

小野寺委員、どうぞございますか。

小野寺委員： 算定式を見ると、ちょっといろいろ細かなところでは実際に迷うところが沢山あるのではないかなと思うんですよね。例えば、資料の3 - 2の6ページのところで見ると、計算式の中で、上の方の計算式で出荷量 500 キロというのを、実際の出荷量を使ってよいかどうかと。安くすれば出荷量が多くなるというような、この 160 円の販売単価で下がると出荷量はいつもよりは実際には多くなるのではないかなというような場面も想定されますし、それから民宿の場合で、実際の粗利益を引くといった場合に、粗利益がマイナスになった場合に、これはゼロで止めるのかどうかとか、そういういろんな、実際に使う場合にはいろんな迷う場面があるんじゃないかなと思うんですけれど、この算定式自体は一つの例というか、これが目安で、この算定式どおりにやるというのではなくて、それを目安としてあとこの委員会で決めていくというようなことで捉えてよろしいんですかね。

近藤副参事： 先ほどご説明いたしましたとおり、これは一つの想定される算定式ですので、これで算定できない場合、あるいはこの算定式で不合理がある場合は当然別の方法で算定していただかなければならないというふうに考えています。

蝦名議長： 一番問題なのは、カイワレ大根みたいに売れなくなってしまうということだ

ってあるわけですね、全く。そうすると、当然賞味期限があるんでしょから、その損失ということもあり得るわけですね。ですから、その損失についてはどうやって表現するかということだってあり得ると思いますよ。むしろ、どうなんでしょう、例えばニンニクであっても、例えば風評被害に遭いましたと言ったら買わなくなるということが一番大きいのではないのでしょうか。買わなくなったことによって損失が生じる。そうすると、当然冷蔵庫等に入れておいても賞味期限があって、それが過ぎてしまえばそれは全部廃棄しなければならないということなんですね。そうすると、その廃棄量をどうするかという問題もあるわけございまして、いろんな事例があり得るのではないかなと思いますので、今小野寺委員が言いましたように、これは一つの算定する場合の参考例としながら、今日は皆さんも前もって資料を渡されていると思うのでございませけれども、いろいろ意見があると思います。従って、それぞれ持ち帰って、それぞれの団体等でまたご議論していただいて、いろんな意見がありましたら我が方にいろいろ出していただければ、我が方もいろんな場面で想定しながらしていかなければならないなど。こういうものについてはいろんな事例を、他県のいろんな事例、あるいはそういうものを想定、頭の中で考えられる想定、そういういろんなものを蓄積していかななくてはならないのではないかなと。そういうものを皆がある程度理解をして、これはこれに該当するんじゃないかなというようにしていかないと、なかなか判断が難しいんじゃないかなと思いますので、お帰りになりましていろいろ疑問に思いましたらどんどん出して下さい。

それから水産団体であれ農業団体であれ、いろいろまず皆さん理事会なり何なりにかけていただいて、説明をして、もし分からなければうちの方から職員を派遣して説明をさせますので、そういうことをまずやっていただきたいなど。そしてその上でまたいろんな意見を出していただいて、そして私もいろんな事例・データを蓄積していく。その蓄積していく中でいろんな判断をしていこうということになると思いますので、一つよろしくお聞きたいと思います。

その他、ご意見ございますか。

白川代理委員： ちょっと教えていただきたいんですけども、この風評被害というのはこちらの方に出る前に消費者協会の方でちょっと話し合いましたけれど、風評であるからかなり難しいだろうということで、でももっと前からあるべきだという意見で統一してきました。私は今ちょっとお聞きしたいのは、風評被害にあったとした方が申請しますね。申請して調査期間を設けて、しかも検討をした上でもしその方が認定されたとした場合、申請から支給されるまでどのぐらいの間を見込まれているのか。と申しますのは、被害にあった方というのは収入減というのはかなり打撃だと思うんですね。ということで、出来れば早め

に収入として支給された方がいいのではないかという思いがありますので、大体の期間がおよそどのくらい想定しているのか、お分かりになりましたならばお知らせ願いたいと思います。

蝦名議長： ただ今の意見について。

近藤副参事： 非常に難しい質問であります。実際どういうケースが出てくるのかということで、それぞれのケースに応じて長短はあるかと思えます。すぐに判断がつく場合とつかない場合があると思えます。それからもう一つ、申請が上がってきた場合というのは、この認定委員会にそれぞれ個々の案件について風評被害として認定するのか、その次に給付金の算定をどうするのかというのでご審議・検討をいただくこととなりますので、もし上がってくればこの委員会を何度も開いてご検討いただいとということになるかと思えます。

蝦名議長： これは考え方でございますが、おそらく個々に出す場合というのは少ないんじゃないかと。例えば、農畜産であれば、例えば牛なら牛が被害を受けたと。こうなればその団体全体が出してくるのではなかろうかと私は思います。AさんとかBさんとかCさんが別々に出すことはないのではないかと。おそらく各団体が協議されて、これは風評被害であるということで。出し方もこれは検討をしないとイケないと思えますね。

それから今馬淵川が、いろんな川があるわけですが、その川に例えば、例えばの話、何か毒水が流れたと、例えばですよ、それによっていろいろ魚が被害を受けたといった場合には、やっぱり漁協がありますから、おそらくそこである程度判断をされるのではないかなと。個々に、旅館が私は被害を受けましたとすることは無いんじゃないかなと私は思っておりますね。風評被害による被害というのは、だから、その判断基準が難しいのではないかと。

それから期間がどれくらいかかるかということなんですが、そういうことで、まず風評被害があったかどうかはマスコミ等でも非常に騒がれるでしょうし、各団体もこれは風評被害だということになれば、私どもは出来るだけ速やかに風評被害認定というか、調査もしなければなりません、市場調査をしているんな証拠書類をまずは集めなければならない。それをやって風評被害と認定されれば、これは私はまだ知事と相談しているわけではありませんが、県としては予備費というのがありますので、予備費の範囲内でもし払えるのであれば知事が専断して払うということで、できるだけ早く被害の方々に払っていくと。そういう対応をしていきたいなと思っております。ただ予備費を超えてしまうような大きい被害があった場合には、当然議会を招集しなければなりません。議会

を招集するか、あるいは知事がそれこそ専決そのものでやるという手もあります。小さい額であれば予備費を振り替えてやれるわけですね。その辺、できるだけ臨機応変に被害者が長い期間苦しまないような仕組みを県としても検討していかななくてはならないなと思っております。

よろしいでしょうか。

吉川さん、何かありますか。

吉川委員： 生産者とか、そういうふうな給付金のことはいいんですけど、この風評被害に関わる精神的な問題というんですか、例えば認定された農産物とか風評被害があったんだという農産物を食べる側の者の精神的なもので、医療費とか、そういうふうなものへの給付とかは関係ありますか、こちらの方に。

蝦名議長： どうでしょう。

近藤副参事： お答えしますが、基本的に風評被害というのはその生産された物が汚染されていませんので、食べても基本的には何ら健康には害はございません。基本的にもう一つ、この制度におきましては経済的な被害を対象にしておりますので、今言った精神的な被害といったものについては対象としてございません。

蝦名議長： 要するに、風評であるから、その生産物その他については一切あれが無いということですね。ということをご理解してもらいたい。

青山さん、何かご意見ありますか。

青山委員： 私も今のことと同じようなことですが、消費者の立場といたしまして、風評はあくまで風評であって、その前にはっきりしたことが、何とも無いということが分かったならば、先に何とも無いということをちゃんと報道してもらった方がよろしいのではないかと。それから風評は風評なりにやっていけば少し軽減されるのではないかなと思うんですけれども。私どもは理事会を開いても、何とも無いということを先に言っていかなくては、買う人は、これから消費していく立場として大変だなと思うんです。風評が広がってしまうと。だから、その前に私どもの方でもう少しきっちりここで分かったならばはっきり「何とも無い」というのが分かれば、私どもの会では「何とも無いですから、皆さんどうぞ安心して」ということを私の口から言いたいので、そのところがはっきり分かれば、風評の前にそれが分かっていたら嬉しいなと思うんですけれども。そのところを大きく主張していただければこれからやりやすいのではないかなと。風評の方の害も少なくなるんじゃないかなと思うんですけれども。

間違っているかしら。

蝦名議長： その通りであると思いますが。

九戸報道監： 調査等によりまして、安全であることが確認されれば、いち早く広報、新聞等を通じまして皆さんに公表していきたいと考えてます。

蝦名議長： 風評というのは非常に、例えば今のBSEの関係もございませうけれども、マスコミでどんどん報道されるとほとんど売れなくなってしまうということがあるんですね。そうすると非常に牛を生産している方が大変困ると、価格が下がって困るということがあるんですね。これについては、例えば大臣が食べてみたりしているんですけども、あまり効果が無いんですね、実際は。鳥インフルエンザに関して、今、鳥を食べたりしていますけれど、ただ非常に青森県の場合は地元の消費者もあります、特に東京、あるいは大阪・名古屋に非常に出しているわけですね。ですからその辺の方々がどういうふう思うかということになりますね。そうすると、そういうものをどうやって遠方の消費者に対してアピールをしていくかというのはなかなか難しいんですよ。県内であれば県内の報道機関なり新聞社なりを使っていけばある程度できると思います。しかし、東京ということになりますと非常に範囲が広い。もしそれを周知徹底すると膨大な金がかかるということでございまして、その辺どうするかという問題が多々あると思います。

そういうことでございまして、この風評被害認定委員会というのはなかなか難しいんですね、具体的に言うと。

八戸市の伊藤部長さん、何かございますか。

伊藤代理委員： 先ほど田子の町長さんからありましたけれども、この委員会が開かれることがないように、きっちりと対策を進めていただきたいということだけでございます。

蝦名議長： ありがとうございます。

藤田委員。

藤田委員： 先ほど県からもいろいろな説明がありましたけれども、まずこれは基本的にデータをきっちり出して、それを公表していくと。これがまず一番大事なことだと思います。これはいろんな水もそうですし、先ほどの物質の分析を含めてです。そうすることによって、これは明らかに風評である、無いのは明確に分

かるんですね。分かるはずです。おそらく推進協議会の方、ここではそういうデータが出ておりますよね。その後多分公表になるんだと思うんですけども。ですからかなりその辺とリンクしながらやっていければ非常にいいのかなと。とにかく科学的な根拠をしっかりと出していくということが一番大事ななと思っています。

蝦名議長： ありがとうございます。

九戸報道監： 補足させていただきます。藤田先生は、八戸工業大学で、今、国の予算を使いましてリモートセンシングで現場を常時監視するというシステムをご研究でいらっしゃいます。ですから水の例えばデータですとか、随時データが蓄積していられるということで、何かあれば即分かるという方法を今ご研究になっていらっしゃいますので、八戸工業大学等のご協力を得ながら、出来るだけ早い時期に正しい情報が出せるように県としてもやっていきたいと思っております。

蝦名議長： 情報を出すということは非常に大事なことでございまして、あらゆる場面で調査結果が出たらすぐ情報を出すと、あるいは新聞に載せていただくとか、そういうことをしながら、今の協議会もあります、協議会もあれば確か四半期ごとに1回でしたっけ、2月に1回、6回ですから、それを待っていれば遅れてしまうこともありますので、出来るだけ情報公開、出来るだけというのは全てというのはおかしいんですけども情報公開をしていくと。そして特に田子の住民の方々については今の工事の進捗状況も含めて、出来れば1週間に1回は、もし現状を見に行ったら報道監がいて説明をするという仕組みを作りたいなと思っているぐらいでございます。常に見ていただく。いろんな方々、今日の認定委員の方々でも現場に行ってみていただく。見ていただいてどういう、いわゆる工事だとか処理だとかが行われているのかを見てもらえれば安心をするんですね。またそういう目があれば非常に慎重にやるということになりますし事故も起きないということになるでしょうから。そういうことで情報公開を徹底していくということが一番の風評被害にならない防止のための対策であると考えているわけでありまして。

小野寺先生はさっき発言しました。神委員、何かございますか。ありませんか。

長畑委員、何か。

長畑委員： 大変、初めてなので勉強になりましたけれども、風評被害の算定方法なり、特に確認方法、これは実際に実例等を踏まえていろいろと見てみないとかな

か分かりにくい点があるなという実感をしております。いろいろと畜産関係についてはこういう風評被害については、先ほどの副知事さんのお話のようにBSEの問題なりで国あたりともいろいろと話をしてみたことがあるのですが、なかなか面倒だなと、実際に分かりにくかったというのを実感しております。

蝦名議長： 本間委員、いかがでございますか。

本間委員： 先ほど事務局の方から今までの風評被害の工事経過等をお聞きしたわけですが、この風評認定委員という形のもは経済的な被害を被る、それと合わせて自然環境を守るというふうな、大変考えてみると重要な役割を持っているのではないかというふうにも私自身認識して、今日ここで勉強させていただきましたので、今後ともよろしく申し上げます。

蝦名議長： 次、杉若さん。まだ発言していませんけれども。

杉若委員： 私達市場関係としては、風評被害があるということは大変重要な問題なわけですね。先ほど議長さんが出荷する物は団体がやるんだと、団体が多いというようなことをおっしゃっておったわけですが、我々の市場の周りに対象地区の生産者が登録しているのが7千人～8千人いるんですよ。と同時に、県内の7市場に意外と個人出荷もあるわけです。南部町営市場、ここはもう今の対象のところのど真ん中にあると思うんですけども、田子町の近くですから。でなければいいんですけども、もしそれが出てきた場合千人や2千人というのは出てくる可能性がある。団体の方では一つの団体でそれを申請するでしょうけれども、個人で申請した場合、これは大げさに言えばそうなんですけれども、そういうような人数になればこれは大変だなと。意外と南部地方、我々を含めてこういう被害の方は損をしたとかというふうなことを意外と生産者の方が言わないんですよ、申請するということがあまり少ないかなと。何故ならば、台風19号のことがあったんですよ。記憶にまだ皆さん分かっていると思いますけども。津軽の方の生産者の方々はもう堂々と補助金を申請しているんですよ。南部地方の方は意外とその辺は隠したがる場所なんです。だけでも大きい問題として出てくれば人数も大きくなる。その今後、査定というか、そういう委員会も大変だなと。これは無ければいいですよ。というふうなことを今考えているんですけども。

あと一つは、申請があって、そして5年前に遡っての平均単価を出すと。これは我々の場合は南部市場でもそうだし私の方でもそうだけれども、価格によって違うんです、場所によっても。だからそういう基準をどういうふうにした

らしいものか。一つの生産者が、一人の生産者が他市場に出荷している場合もありますから。なかなか算定もややこしくなるのではないかなと。いずれにしても、農協経由でくるのであればそれはいいんですけども。人数も多いというふうなことをお知らせしておきます。

どうもありがとうございました。

蝦名議長： ありがとうございます。大変参考になりました。市場価格というのもそう簡単に調べられないということですね。いろんな市場がある。だから、例えばいろんな市場については普段から情報をストックしておかなくてはダメなんですね。情報・データを取っておかないとダメなので、いろんな野菜でもいっぱいあるわけですね。その野菜を全部取ると大変なことでしょうけれども、含めていろいろこれからいろんなことを検討していかなくてはならないなという思いでございます。

山本委員、何かございますか。

山本委員： 風評被害の認定を受けようとする者が申請の場合にどのくらいの資料を準備しなければならないのかというような基準作りみたいなものはお考え、予定しているのでしょうか。

蝦名議長： これについては今いかがでございますか。

近藤副参事： 今、要綱の段階では風評被害があったことを証する物ということでもまとめておりますけれども、具体的にこれこれこれを出して下さいというところまではまだここには揚げてないです。

蝦名議長： これは風評認定委員会というのは、今基準については、小野寺委員からも意見がございましたように、今の説明したものについては一つの例示だと。いろんなことが想定されると思うんですね。おそらくこれから各団体でいろいろ意見を聞いても千差万別ではないかなと。一人一人全部違うということもあり得るので、これからやはり全国のいろんな風評被害があると思うのですが、そのデータをやっぱり蓄積して、もう一度この認定委員会を開いて、その結果を皆さんにこういう例があった、こういう例があったということを勉強の意味で私はやる必要があるのではないかなと。そうでないと、なかなか実感として事例がないと分からないのではないかなと、こう思いますので、事務局少し大変でしょうけれども、そこは1ヶ月か2ヶ月かかるんでしょうけれども、そういうデータがあればデータを取ってきて、そしてこういう例があるんだと、こうい

う原因で風評が発生して、これによってどれくらいが被害を受けて、それに対してどういう賠償をしたかというのがもしあればそういうものを調べて、この認定委員会で報告をして、皆が一つの実感というか、抽象論ではなくて実感として持つということも必要だと思いますので、その辺一つ私からお願いをしておきたいと思います。

ちょうど3時半という予定でございますが、その他ご意見ございますでしょうか。

藤田委員： 今日はいろんな団体の方、代表の方がいらしているわけですが、私自身も新聞などで風評被害認定云々ということの話はもちろん知っているわけですが、県内での広報と言うんですかね、PRと言うんですか、広報の部分というのは田子町でも昨日、一昨日ですか、説明されているようですし、そこら辺のところは、例えばこの団体の中、代表者の方だけのところに例えばこういうものがありますよ、制度としてありますよということなのか、あるいは新聞などで、プレスなどで発表してそれで終わりになるのか、ちょっとその辺のあたり、広報活動のところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

近藤副参事： この制度につきましては、県のホームページ、それから関係市町村の方への通知といった形でお知らせしていきたいというふうに考えております。それからもちろんこの件につきましては知事も現地に何度か行きて、その都度広く新聞等でも取り上げられておりますし、この風評に対する制度については非常に地元では関心も強いところでございますので、報道の方もかなり頻度としては高いというふうに考えておりますが、それはそれとして、私どももホームページ、それから各関係市町村、それからあともう一つはもう既に八戸地域の県境不法投棄問題対策協議会からは4月には説明をしていただきたいと、それは44の団体がありますけれども、そこから要請も来ておりますので、そういった形でお知らせしていきたいというふうに考えております。

蝦名議長： 今回の件、非常に大事なことでございますから、各団体の方が来ていらっしゃるわけですが、もし団体がこれから4月・5月になれば総会シーズンだと思いますが、その時に是非説明して欲しいということであれば県職員を派遣して説明させる場を作ってもらえれば大変ありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことでいろいろ説明しながら地元の皆さんによく周知徹底されるように努力していきたいと思っております。

これによろしいでしょうか。

その他、ご意見、中村委員お願いします。

中村委員： 先程、杉若委員さんがおっしゃいました。どうも南部の人方は隠したがるのではないか、ではないかと思っていました。大変、私もそうですが、なかなか人前でものをしゃべったり何かを堂々と主張し続けるという、そういう姿というのが私は一つのかたぎ、気質ではないのかなと。大変津軽の人方を私はうらやましく思っています。物事を思う存分堂々としゃべれるならばどんなにいいのかなと、いつもそう考えております。そういう点で決して南部衆というのはややもすれば口が重くてどこまでもぬりくりなのかも分かりません。でも決して悪い方向で物事をやっているというものでもない、そう思っております。その辺のご理解を賜りたいと思います。

直接風評被害に関連があるのか無いのか、関連づければ何でも出てくると思います。この資料1の中でちょっと伺いたいと思います。2ページの原状回復方針の3に「撤去に当たってはその内容を十分情報公開し、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物などについて有効利用することも可能と考える」。かなりの努力をしないと住民のコンセンサスというのはまだ得られないものかなと。更に住民のコンセンサスを得られる方法というのは、県は考えたらか心当たりがあるのではないのか。私から見るとそう考えております。できるならば、無害のものはそれはそれなりにその場で有効活用というのは私はいいものであると思っております。ただ、田子町の住民の意向というのは何だったのか、全量を田子町から外に撤去してもらうのが基本でしたので、なかなかそうなるということこういうふうな土壌基準を満たす場合は、私は基準というものにいささか抵抗を感じております。ぎりぎり基準を満たしておればいいのか、私はそんなものではないと思います。それはただ単に決められた一つの基準。基準が無いということこれも取り扱いができ無くなると思います。それはそれでいいと思います。ただ、基準を満たせばいいだけでは私はいけないなと、そう思います。更にコンセンサスを得られないことになるということ67万立方全部撤去してしまうのかなということにもなると思います。そこら辺は十分私は考えてもらいたいものだなと思っております。

それから3ページにもあります。やはり計画処理水質は法令上の基準を元に。実際こんなことを言って下手に新聞で書かれると大変なことになると私は思っております。そういうことではなくて、理解をもらいたいと思います。田子町にある上水道、私の町は全部湧水を使っております。その湧水の1カ所から塩素イオン濃度、更に電気伝導率、これだけが随分と平常値を上回って、随分と高い数値を出しております。ただ、「これは何ら飲料水には心配ありません、基

準を十分飲料水としての基準を満たしております。そのような一つの動きのあるもの、基準を満たしているから町民に飲ませていいのか。やはりそれは私は許されないということから取水を停止しております。決して飲んで私は見えたような弊害というのは出ないのかも分かりません。でもそのような異常数値というものが何らかの形で見える場合がある。果たしてそれを飲ませていいのか。私はそういうものではやっぱりないのではないかと。

蝦名議長： 中村委員に申し上げます。今日の場合は風評認定委員会でございます、いわゆる特措法に基づいて県が決め、あれは協議会の場で。

中村委員： 大変失礼いたしました。十分にそう考えましたから関連があるのか無いのかということをお願いしたので。そのようなことなんかも考えてもらえるならばなというふうに考えております。場が違うことは私も承知しておりますが、いろんな機会を捉えながらでも、こうして県との考え、私の方でもこの間も行ってありましたから感謝を申し上げます。十分に意見も聞いていると思います。ただ、私の町に行った時、しからば町長が何のかんのとしゃべっていいのか、やっぱり私はそうではないかと。住民の意見を十分出させるべきだなと。その時は受け身に立つべきだな、物事を治めていくためにはそうあるべきではないかということで今この場で申し上げましたので、その点はご了解を賜りたいと思います。

以上です。

蝦名議長： ただ今の件については、当然県は先ほど言いましたようにこれからいろいろ撤去・処理に当たっては万全の体制で風評被害が起きないようにあらゆる注意を払いながら頑張っていきたいと思っておりますし、またいろんな情報公開というものの、先ほども何回も言いましたが情報公開をしていきたい。また田子の住民を始め周辺の方々にもできるだけ情報公開し説明する機会を設け、ご理解をいただきながら進めていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは時間となりました。今回のこの風評被害の認定基準及び給付金の算定基準については、様々意見がございましたけれども、これを一つの基準にしながらか県としても進めていかなければならないということもございまして、今日のものについては一応これで進めていくということでご理解いただければ大変ありがたいと思っております。ただいろいろ、これは一つの事例でございますから、その事例が沢山出てきた場合には、それはそれでまた取り上げていけばいいのではないかとと思っておりますし、また実際起きた場合にはこれはやはりいろいろ

んな場面が想定されると思いますので、それについては認定委員会に諮りながらこれからもやっていきたいと思っておりますので、その点いかがでございましょうか。(はい)

ありがとうございました。そういうことで進めさせていただきたいと思いません。

大変ご意見をいただきましてありがとうございました。我々も今まで田子の産廃につきましても、大変田子の住民を始め周辺の方々に、大変何ていうんですか、ご迷惑をかけたということなんでしょうか、県の責任の問題も含め、それからいろんな考え方についてやってきたわけでありましてけれども、三村知事が知事就任後いち早く謝罪に行きましたし、そして先ほども申し上げましたようにこの風評被害の問題についても私は副知事になってすぐ指示を受け、ずっと作業を進めてきたわけでございます。それから9月1日には県境再生対策室というものを立ち上げて、そして対応していくように県としてはやっております。言ってみれば、県としても430億という金がかかるわけでありまして、県民の税金を使うわけでありまして、これはやはり私どもとしてもきちっとしていかなくてはならないという認識でやっております。また県全体としてやっていこうということで、本部も作って私が委員長になってやっているわけでございますけれども、県庁を挙げて取り組んでいこうということでございます。これから住民の様々な意見に耳を傾けながら、十分拝聴しながら、これが適切に処理されていくように私ども一生懸命頑張っていきますので、ご理解をいただければありがたいと思えます。

本日は大変本当にありがとうございました。

司 会： 長時間にわたりまして熱心にご審議いただきまして大変ありがとうございました。これを持ちまして青森・岩手県境不法投棄事案に係る第1回風評被害対策委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 事 録 署 名

氏 名 _____ 印

氏 名 _____ 印

氏 名 _____ 印